

令和3年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第4日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和3年9月14日（火） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）
議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 2番 | 上村正朗君 |
| 3番 | 富樫雅男君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 鈴木いせ子君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 副委員長 | | 小杉武仁君 | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（5名）
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 菅井晋一君 | 高田晃君 | 河村幸雄君 |
| 渡辺昌君 | 木村貞雄君 | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|--------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課課長補佐 | 志田淳一君 |
| 同課国保室長 | 林洋一君 |
| 同課健康支援室長 | 平山祐子君 |
| 同課健康支援室主幹 | 押切和美君 |
| 同課健康支援室副参事 | 齋藤健一君 |
| 介護高齢課長 | 大滝きくみ君 |
| 同課高齢者支援室長 | 山田美和子君 |
| 同課高齢者支援室副参事 | 渋谷直人君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君 |
| 同課介護保険室長 | 高橋洋一君 |
| 同課介護保険室副参事 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 木村静子君 |
| 同課福祉政策室長 | 石田浩二君 |
| 同課福祉政策室副参事 | 佐藤一幸君 |
| 同課福祉政策室副参事 | 鈴木祐輔君 |
| 同課総合相談係副参事 | 中山晴剛君 |
| こども課長 | 中村豊昭君 |
| 同課子育て政策室長 | 高橋朗君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 同課子育て政策室係長 | 渡 辺 悟 君 |
| 同課ことばとこころの相談室主幹 | 永 田 ル ミ 君 |
| 同課子育て支援室長 | 山 田 昌 実 君 |
| 同課子育て支援室副参事 | 小 林 毅 君 |
| 同課子育て支援室係長 | 石 山 留 美 君 |
| 同課子育て支援室係長 | 百 武 美 奈 君 |

10 議会事務局職員

| | |
|-----|---------|
| 局 長 | 長谷部 俊 一 |
| 書 記 | 菅 井 洋 子 |

(午後 1時00分)

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第7 議第93号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第9号）のうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

介護高齢課長 9P、10Pを御覧ください。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄1、低所得者保険料軽減負担金36万4,000円であるが、軽減対象者増加による国の負担分の追加になる。

福祉課長 その下、説明欄の2、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金14万8,000円の減額であるが、これについては新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金を財源とするより有利な補助率のものに変更したための組替えである。ここでいう14万8,000円の減の内訳については、自立相談支援事業費のうち、比較で61万9,000円ほどの減少分、それから住居確保給付金で47万1,000円の増ということで、差引き14万8,000円の減額である。

介護高齢課長 2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、地域介護・福祉空

間整備等施設整備交付金346万6,000円であるが、冷暖房設備の老朽化に伴う不具合を解消するために社会福祉法人日本海、認知症対応型通所介護事業所デイサービスくろっかすであるが、そこでの設備の改修を行うものだ。説明欄2、介護保険事業費補助金119万6,000円だが、令和3年度介護報酬改定に伴うシステム改修費に対する補助である。

福祉 課長 説明欄の3、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金316万8,000円の減額であるが、先ほどと同様の理由により有利な補助金に組み替えたものである。ここで該当するものは就労準備支援事業、家計相談支援事業の減である。

こども課長 次、2節の児童福祉費補助金、説明欄の1、子ども・子育て支援交付金20万4,000円であるが、これは歳出のほうにも出てくるが、ファミリーサポートセンター利用促進のために新設するファミリーサポートセンター利用補助金61万2,000円に対する国庫補助金である。補助率は3分の1ということになっている。それから、説明欄の2、保育対策総合支援事業費補助金435万円であるけれども、こちらは保育園において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために購入した衛生用品関係経費、それから保育園の職員が感染症拡大防止に係る業務に従事した際の時間外勤務手当などに対する国庫補助金である。補助率は2分の1となっている。

第16款 県支出金

(説明)

介護高齢課長 16款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、説明欄1、低所得者保険料軽減負担金18万2,000円であるが、軽減対象者増加による県の負担分の追加となる。

福祉 課長 2項2目1節社会福祉費補助金、説明欄の1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金418万1,000円については、先ほど来と同じ理由である。この補助事業に組み替えたということである。以上だ。

こども課長 次の2節児童福祉費補助金、説明欄の1、子ども・子育て支援交付金20万4,000円であるが、先ほど国庫補助金のほうで説明させていただいたファミリーサポートセンターに係る県の補助金だ。補助率は同じく3分の1であるので、国庫補助金と同じ20万4,000円となっている。それから、説明欄の2、ひとり親家庭等日常生活サポート事業補助金4万2,000円であるが、こちらもファミリーサポートセンター利用補助金に関係している。そのうちひとり親家庭に対する補助金を、そこから国県のほかの補助金などの財源を引いた残り、そちらに対して県が単独で補助金を出すというものである。補助率は2分の1である。

第19款 繰入金

(説明)

介護高齢課長 11、12Pを御覧ください。19款繰入金、1項1目1節特別会計繰入金、説明欄1、介護保険特別会計繰入金2,035万円であるが、令和2年度決算による精算繰入金である。

第21款 諸収入

(説明)

介護高齢課長 21款諸収入、6項6目雑入、説明欄1、介護給付費等収入281万4,000円であるが、

介護予防サービス利用者数の増加及び令和3年度介護報酬改定による介護報酬増加等によるものだ。説明欄2、過年度分介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金返還金23万6,000円と、3、過年度分施設開設準備経費等支援事業費補助金返還金4万6,000円であるが、どちらも医療法人新光会、村上記念病院の介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備及び介護医療院開設準備経費に係る令和元年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税確定に伴う村上記念病院からの返還金である。

保健医療課長 3節衛生雑入、説明欄1、過年度分医療施設等設備整備費補助金返還金6万6,000円については、令和元年度の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う同事業の精算として村上総合病院から返還されるものである。

歳入

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

上村 正朗 歳出のところでもいいのかもしれないけれども、介護保険の8月から自己負担の改定あったよね。その関係で歳出のほうも変わるのだろうと思うけれども、この辺影響、ここで聞かないほうがよかったか。歳出のほうがよかったか。

長谷川分科会長 何ページか。

上村 正朗 12P、21款の民生雑入の1の介護給付費等収入で、利用者の増と報酬の改定の増によつてのこれ追加だと思うけれども、8月で自己負担分の改定というか、引上げがあったと思うのだけれども、まだその結果というのはちょっと出ていないか。この補正には反映されていないだろうか。

介護保険室副参事 今委員がおっしゃった介護保険の制度改正について、自己負担金が増額になるという改正があったけれども、今回の補正の金額の中には、それは想定されていない。

鈴木 好彦 やはり関連で、午前中に瀬波病院の医療型から介護型に転換が遅くなっているという状況説明あったけれども、このことに関連してお聞きするけれども、現状と進捗というのはどういう感じで進んでいるのだろうか。瀬波病院の転換。

長谷川分科会長 歳入のどこかに関係あるのだよね。

鈴木 好彦 介護給付型の関連になるけれども。

介護保険室長 瀬波病院の医療の療養型から介護医療院の転換については、既に報道等でご承知の

とおり来年度から介護医療院ということで開設されるということでお聞きしている。ただ、転換整備については、医療から介護への転換については県が補助を実施するものになるので、事業の進捗については詳細のところまではうちのほうではまだお聞きしていない状態である。

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長

それでは、歳出のご説明をいたす。13P、14Pを御覧ください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費である。説明欄の1、生活困窮者自立支援事業経費62万8,000円の増額であるが、住居確保給付金、この申請が増えていることから増額をいたした。説明欄の2、障害福祉費一般経費、返還金で3万5,000円、これについては令和2年度事業の確定による返還金である。軽中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金について、確定による3万5,000円の返還である。続いて、説明欄の3、重度心身障害者医療費助成経費78万9,000円であるが、これについても令和2年度の事業確定による返還金である。以上だ。

介護高齢課長

15、16Pを御覧ください。3目老人福祉費、説明欄1、老人福祉費一般経費、返還金118万6,000円であるが、内訳は令和2年度介護保険事業補助金の精算による返還金、村上記念病院、介護医療院の転換開設準備事業に係る令和元年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除額確定に伴う県への返還金、令和2年度低所得者保険料軽減負担金、国、県への実績確定による返還金である。説明欄2、介護支援経費、返還金2万5,000円であるが、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度の事業の令和2年度の実績確定による返還金である。

保健医療課長

説明欄3、老人医療費助成経費の2万3,000円は、同事業の令和2年度実績による返還金である。

介護高齢課長

説明欄4、地域介護・福祉空間整備事業経費、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金346万6,000円であるが、歳入でも説明いたしたデイサービスセンターくろっかすの冷暖房設備の老朽化に伴う不具合を解消するための設備改修を行うものだ。説明欄5、介護予防サービス計画経費、予防給付ケアマネジメント委託料239万5,000円であるが、介護予防サービス利用者数の増加及び令和3年4月からの介護報酬改定による増額分の追加をお願いするものだ。説明欄6、介護保険特別会計繰出金160万8,000円であるが、利用者数の増加により介護給付費地域支援事業、低所得者保険料軽減負担金等が不足するため、追加繰入れを行うものだ。次に、4目老人福祉施設費、説明欄1、老人介護施設経費757万9,000円であるが、瀬波デイサービスセンターが令和4年3月31日をもって廃止とする方向が決定し、今定例会に議案を提出していることから、廃止後に中重度の要介護認定者も利用できるよう上海府デイサービスセンターに特殊浴槽を導入するために浴槽の改修工事請負費174万9,000円と特殊浴槽購入費583万円の追加をお願いするものだ。

こども課長

次、児童福祉費の児童福祉総務費である。説明欄の1、児童福祉費一般経費の返還金2,145万1,000円であるが、これは子ども・子育て支援交付金の令和2年度分と令和元年度からの繰越分、並びにひとり親世帯臨時特別給付金の給付事業費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る補助金の令和2年度分をそれぞれ

精算したことによる返還金である。次、説明欄の2、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費311万3,000円についてであるが、これは新型コロナウイルス感染症の影響下においてひとり親家庭等を支援するため、村上市の特産品カタログを贈呈するひとり親家庭等応援事業の経費となる。対象の児童は、約750人を見込んでいる。この中で3行目のひとり親家庭等応援事業委託料300万円であるけれども、750人掛ける単価が4,000円というふうなことで考えている。次は、2目の母子父子福祉費、説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費、こちらは返還金369万6,000円であるが、令和2年度ひとり親家庭等医療費助成事業補助金の精算に伴う返還分である。次の説明欄2、母子家庭等対策総合支援事業経費の返還金191万3,000円であるが、こちらは令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の精算によるものである。次、3目児童措置費、説明欄の1、保育園運営経費747万1,000円のうち主なものといたしては、消耗品費378万2,000円だが、保育園における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として衛生用品を購入する経費及び株式会社加藤組様からのご寄附を財源とし、子どもたちのおもちゃや絵本を購入するものである。工事請負費175万1,000円は、同じく株式会社加藤組様からのご寄附を財源とし、保育園の遊具の入替え、新設をする工事となる。返還金の166万円であるが、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金、こちらの精算によるものである。続いて、17、18Pを御覧ください。説明欄の2、子育て支援センター事業経費85万2,000円であるが、消耗品費24万円については、株式会社加藤組様からのご寄附を財源とし、市内6か所の子育て支援センターでおもちゃや絵本を購入するものである。ファミリー・サポート・センター利用補助金61万2,000円については、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、ファミリーサポートセンターを利用する保護者に対して利用料の一部を補助しようというものである。補助の内容、概略だけれども、1回当たり700円を大体見込んでいるわけだが、そのうち500円を補助しようというものである。説明欄の3、地域型保育事業運営経費の返還金19万8,000円であるが、令和2年度子どものための教育・保育給付費負担金の精算によるものである。説明欄の4、児童手当等支給経費の返還金36万9,000円であるが、こちらは令和2年度国及び県の児童手当負担金の精算によるものである。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 それでは、第4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、説明欄1の保健衛生総務経費の返還金4万円の計上については、歳入でご説明いたしました過年度分医療施設等設備整備費補助金返還金の市から県への返還分である。続いて、2目予防費の説明欄1、生活習慣病予防対策経費の返還金12万円は、令和2年度新潟県健康増進事業費補助金の精算に伴うものである。説明欄2の予防業務経費の返還金27万8,000円も、成人男性を対象とした風疹の追加的対策に係る令和2年度感染症予防事業費等国庫補助金の精算に伴う返還金である。説明欄3の新型コロナウイルスワクチン接種事業経費については、実績及び今後の事業見込み等により各経費の組替えをいたしましたものであるため、差引額がゼロ円のため、金額欄は空欄となっている。

こども課長 次、説明欄の4、未熟児養育医療給付経費の返還金27万2,000円であるが、これは令和2年度の国及び県の未熟児養育医療費負担金の精算によるものである。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

介護高齢課長 4P、第2表、債務負担行為補正だ。午前中に説明したとおり高齢者生活福祉センターふれあい羽衣指定管理料についてだ。期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額については指定管理者との協定に基づく価格だ。よろしく願いいたす。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

上村 正朗 では、16Pの上海府のデイサービスセンターの改修についてお聞かせください。757万9,000円、一般財源使って改修を行うわけだけれども、この浴槽改修によって来年4月以降、当然収支が改善すると見込んでいるから改修すると思うのだけれども、その辺のシミュレーションというか、利用者がどうなって、収入がどうなって、支出がどうなるというところを説明お願いする。

介護保険室長 全体の収支については、今後利用状況を見ながらというところでなっていくのだから、導入に当たって、特殊浴槽の使用ということで一応想定した前提として、要介護度3の方が利用時間6時間から7時間未満の方、この方の単価だけれども、1日当たり9,220円ということで、この方が1日5人利用して、年間300日仮に利用になると、収入として1,383万円収入があるという見込みで、それに対して支出のほうになるが、関連する水道料金、電気料金、ボイラーの灯油等消耗品等々で現在の利用者から先ほどの利用人数の増加、最大1.5倍、現在の経費の1.5倍として、増加分に係る経費が193万円を見込んで一応試算をしている。一番最初申し上げたように、それら入出の関係から、今後、来年度以降の指定管理料の精算、または次期の指定管理料の積算ということで今後検討させていただくことで予定している。

鈴木 好彦 同じく16Pの2項か、先ほど子どもたちに対する応援事業委託料という説明いただいたけれども、今回この案が成立したという前提でお聞きするけれども、子どもたちのサプライズを考えると、いつ何が来るかということはまだ知られていないほうがいいのかもしれないけれども、スピード感をちょっと知りたいので、大体の時期だけでも教えていただけるだろうか。

子育て支援室長 時期であるが、議案成立後、10月1日に物産会のほうと契約をいたして、パンフレットのほうを発送いたす。10月の末日までに希望の商品を決めていただくということで、年内には発送を完了したいというふうに考えている。

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第93号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第8 議第97号 令和2年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長 中村豊昭君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

介護高齢課長 13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、備考欄1、老人ホーム入所者負担金1,586万6,357円であるが、やまゆり荘、胎内やすらぎの家の市内の入所者に係る個人負担金である。備考欄2、老人ホーム入所者負担金、滞納繰越分19万8,700円であるが、滞納者3名分である。備考欄3、老人ホーム入所措置費負担金2,235万3,830円であるが、関川村からのやまゆり荘の入所者に係る10名分の措置費である。説明欄4、生活管理指導短期宿泊、5、軽度生活援助、6、寝具乾燥消毒の各サービスの利用料については、例年どおりなので、省略させていただく。

福祉課長 それでは、備考欄の7、障害者給付費等審査会負担金、8の村上・岩船地域自立支援協議会共同設置負担金については、例年同様なので省略させていただく。

こども課長 次、2節児童福祉費負担金である。説明欄の1、保育園入園者負担金については調定額6,570万1,360円、収入済額が6,556万6,560円で収納率は99.79%だった。また、収入未済額は13万4,800円、未納者は5人分である。備考欄の2、保育園入園者負担金の滞納繰越分については、収納率は21.29%だった。また、不納欠損額は6万9,200円、これは2人分である。収入未済額は641万8,250円、72人分である。備考欄の3、保育園広域入園負担金については、保護者の就労や里帰り出産などでほかの市町村に住所のある児童が市内の保育園を利用する場合の負担金であるが、4件分となっている。備考欄の4、一時預かり利用料については、延べ利用者数が542人だった。備考欄の5、学童保育利用料については、収納率が99.58%、収入未済額が7万8,000円、これは未納者8人分である。備考欄の6、学童保育利用料、滞納繰越分については収納率が39.82%、収入未済額は19万6,000円、未納者7人分である。なお、不納欠損額はなかった。備考欄の7、病児保育施設経費負担金116万2,000円については、あらかじめ病児保育センター経費に係る負担金であり、関川村から事務の委託を受けて実施していることから、事業運営に係る経費の関川村分の負担金となっている。平均割が6%、利用者数割は94%である。備考欄の8、ことばとこころの相

談室経費負担金278万6,000円については、ことばとこころの相談室経費に係る負担金であり、関川村及び栗島浦村から事務の委託を受けて実施している事業運営に係る経費の関川村及び栗島浦村分の負担金である。関川村の分が263万円、栗島浦村の分が15万6,000円、案分については平均割が6%、児童生徒数割が94%、栗島浦村については平均割が1.5%である。

保健医療課長 それでは、3目衛生費負担金、備考欄2の各種健診一部負担金303万2,500円は、各種がん検診の一部負担金であるけれども、受診率の低下等により前年度より252万5,000円、率にして45.4%の減少となっている。次の備考欄3、4については、例年どおりの負担金のため、省略させていただく。

こども課長 備考欄の5、未熟児養育医療一部負担金36万7,510円については例年どおりであるので、説明は省略させていただく。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

介護高齢課長 19、20Pを御覧ください。14款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、備考欄1、行政財産使用料56万7,715円であるが、当課所管の施設に設置されている電柱等に係る使用料である。

こども課長 次は、2節児童福祉使用料である。説明欄の1、瀬波児童館使用料については、例年並みのため説明は省略させていただく。備考欄の2、行政財産使用料だが、保育園敷地などによる東北電力の電力柱などの占用に伴う使用料である。備考欄の3、病児保育施設使用料だが、あらかわ病児保育センター及びむらかみ病児保育センターを利用した際の使用料である。あらかわ病児保育センターは利用者合計76人、むらかみ病児保育センターは12月からの開所だったが、利用者10人となっている。

保健医療課長 続いて、3目衛生費使用料、備考欄2、急患診療所使用料535万6,130円は、診療所利用時の保険者負担分及び一部負担金分だ。患者数の減少により、前年度より1,031万5,980円の減少となっている。季節性インフルエンザの患者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えている。次の備考3については、例年どおりのため、省略させていただく。

こども課長 23、24P、手数料になるが、2目民生手数料の1節社会福祉手数料、説明欄の1、民生関係諸証明手数料1,800円であるが、こちら例年並みの内容になっているので、省略いたす。

第15款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 それでは、25、26Pを御願う。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、備考欄1の保険基盤安定負担金5,506万2,362円は、低所得者数に応じて保険税の一定割合を保険者に対して財政支援するもので、国の負担割合2分の1分である。

介護高齢課長 備考欄2、低所得者保険料軽減負担金4,126万4,010円であるが、介護保険料の第1段階から第3段階に該当する方の保険料軽減分で、国負担分2分の1である。対象者は6,653人だった。

福祉課長 次の備考欄3、特別障害者手当等給付費負担金であるが、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に対する国の負担金である。特別障害者手当が令和元年度と比較し、死亡や長期入院などによって受給者数が減少したため、180万円ほど減少し

ている。負担割合は国4分の3である。次の備考欄4、障害者自立支援給付費負担金については、障がい福祉サービスに対する国の負担金だ。生活介護や共同生活援助、就労継続B型などの利用が増えたことにより増額となっている。負担割合は、国の2分の1である。備考欄5、障害者医療費負担金は障がいの除去または軽減を目的とした医療の給付である。更生医療、育成医療、療養介護医療費が該当する。負担割合は国2分の1。次、備考欄6、障害児通所サービス費負担金は放課後等デイサービス事業等に対する国の負担金だ。1事業所が開設したため増加している。負担割合は国2分の1だ。備考欄7、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、生活困窮者の包括的な相談に対応する自立相談支援事業、生活保護者の就労を支援する被保護者就労支援事業、住宅を失うおそれのある生活困窮者に対して、住居確保給付金を支給する事業の国の負担金である。4分の3の負担である。

こども課長

次は、2節児童福祉費負担金である。備考欄の1、児童扶養手当負担金6,586万1,450円及び児童手当負担金4億6,699万2,665円については、例年並みであるので省略いたす。備考欄の3、子どものための教育・保育給付費負担金9,314万4,046円については、認定こども園の村上いずみ園及び市内の小規模保育事業所のゆりかご保育園、マイマイ保育園、認可保育園きらら、杏園事業所内託児所、それから広域入所に伴う児童入園委託料に係る国庫負担金である。負担率は2分の1だ。備考欄の4、子育てのための施設等利用給付費負担金1,398万1,950円だが、幼児教育・保育無償化の事業に対する国庫負担金である。負担率は2分の1だ。

福祉課長

3節生活保護費負担金であるが、生活保護扶助費に対する国の負担金で負担率は4分の3である。令和3年3月31日現在、停止も含め477世帯となっている。

こども課長

次は、2目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費負担金だ。説明欄の1、未熟児養育医療費負担金78万4,800円である。事業としては例年並みである。国庫負担金の負担率は2分の1となっている。

保健医療課長

それでは、27、28Pを御覧願う。2項2目民生費国庫補助金、備考欄1、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金25万3,000円については、高齢者医療制度における保険料賦課業務機能のシステム改修に係る交付分で、補助率は10分の2となっている。

介護高齢課長

備考欄2、介護保険事業費補助金395万円であるが、令和3年度の介護報酬改定や特定個人情報データ標準レイアウト変更に伴うシステム改修に係る費用及び新型コロナウイルス感染症対策で中止になった介護予防教室に代わる介護予防支援広報事業に係る費用の補助金である。

福祉課長

次の備考欄3、地域生活支援事業費等補助金については、地域活動支援センター事業等に対する国の補助金である。補助率は2分の1。備考欄4、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活困窮者自立支援法による任意事業等に対する国からの補助金である。続いて、備考欄5、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金については、他機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金である。令和元年度は、総合相談窓口の設置、令和2年度は生きづらさを抱えた方の居場所、みつばを設置いたした。補助率は4分の3である。次の備考欄6、7については、プレミアム付商品券事業の令和元年度に実施した分の事業の繰越分である。以上だ。

こども課長

次は、2節児童福祉費補助金だ。備考欄の1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金195万円だが、これは母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するための国の指定する講座等を受講することに伴い、必要となる費用の一部を

支給する自立支援教育訓練給付金事業と安定した収入を期待できる資格取得のため、1年以上の養成機関へ入校した際の支援と入学金の一部を支給する高等職業訓練促進給付金事業の2つの国庫補助金が含まれている。補助率は4分の3である。備考欄の2、子ども・子育て支援交付金5,630万1,000円だが、これは学童保育所、一時預かり保育、病児保育センター、子育て支援センターの運営費などに対する国の補助金で、補助率は3分の1である。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、補助率が10分の10だった。備考欄の3、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金86万8,000円だが、これは家庭児童相談室での事務を行う会計年度任用職員の人件費に対する国の補助金である。補助率は2分の1だ。備考欄の4、保育対策総合支援事業費補助金、事故繰越分44万8,000円だが、これは保育園での新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品、マスクとか消毒薬とかについて、令和元年度中に執行ができず、令和元年度から令和2年度に繰り越して執行した費用に対する国の補助金だ。補助率は10分の10だ。備考欄の5、子ども・子育て支援事業交付金、事故繰越分45万7,000円だが、これは学童保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の衛生用品等の購入に係る補助金のうち令和元年度から令和2年度に繰り越して執行した費用に対する国の補助金である。補助率は10分の10だ。備考欄の6、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金476万円だが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対して給付金を支給する事業の事務費に対する国の補助金だ。補助率は10分の10だ。備考欄の7、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金5,948万円だが、これは児童手当受給世帯に対して給付金を支給する事業の事業費に対する国の補助金、補助率が10分の10となっている。備考欄の8、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金476万円だが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているひとり親世帯に対して給付金を支給する事業の事務費に対する国の補助金だ。補助率は10分の10である。備考欄の9、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金8,568万円だが、ひとり親世帯に対し、給付金を支給する事業費に対する国の補助金、10分の10である。備考欄の10、保育対策総合支援事業費補助金678万7,000円だが、保育園での新型コロナウイルス感染症対策のためのマスクや消毒用アルコールなどの衛生用品を購入した費用に対する国の補助金だ。10分の10だ。備考欄の11、子ども・子育て支援事業費補助金49万8,000円だが、これは児童手当に係るマイナンバー情報連携体制の整備事業として行うシステム改修費に対する国の補助金である。補助率は3分の2である。

保健医療課長

それでは、3目衛生費国庫補助金、備考欄1の感染症予防事業費等国庫補助金240万5,000円は、風疹追加的対策第5期の実施に係る抗体検査等の経費に対して交付されるもので、補助率は2分の1である。次の備考欄2、母子保健衛生費国庫補助金73万6,000円では、新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合支援事業としてオンラインによる保健指導等の実施及び乳幼児健診個別実施に必要なタブレット7台を購入した。補助率は2分の1である。備考3の医療施設運営費等補助金106万8,000円は、令和2年度から8020運動・口腔保健推進事業の対象となった歯科疾患予防事業のフッ化物洗口とか成人歯科健診等に係る基準額の2分の1に対する上限額分の交付分である。備考欄4の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,280万円は、ワクチン接種の準備経費に対する10分の10交付分である。

福祉 課長

それでは、31、32Pを御覧ください。2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金、

備考欄の1、特別児童扶養手当事務取扱交付金については、例年同様なので省略させていただきます。

第16款 県支出金

(説明)

- 保健医療課長 16款県支出金、1項1目民生費県負担金、備考欄1の保険基盤安定負担金1億6,850万9,761円は、国保保険者に対する財政支援の県負担分であって、負担割合は保険税軽減分として4分の3、保険者支援分として4分の1である。次の備考欄2の後期高齢者医療基盤安定負担金1億5,103万8,581円は、後期高齢者医療に対する財政支援の県負担4分の3分である。低所得者の保険料軽減分を支援とするものである。
- 介護高齢課長 備考欄3、低所得者保険料軽減負担金2,063万2,005円であるが、先ほどご説明した保険料軽減においての県の負担分4分の1である。備考欄4、埋火葬費用弁償交付金52万9,129円であるが、身寄りのない高齢者の死亡に係る火葬費用等の県弁償金3名分である。
- 福祉課長 続いて、備考欄5、民生委員推薦会負担金については、例年同様なので省略する。続いて、備考欄6、障害者自立支援給付費負担金、7、障害者医療費負担金、8、障害児通所サービス費負担金については、国事業と同じ内容であるので、省略する。負担割合は県の分、いずれも4分の1である。続いて、備考欄9、埋火葬費用弁償交付金については、先ほどの介護高齢課で説明した内容であるが、福祉課分については件数1件である。
- こども課長 次、2節児童福祉費負担金、備考欄の1、児童手当負担金1億354万6,165円については、例年と同様の内容となっている。負担率は6分の1である。備考欄の2、子どものための教育・保育給付費負担金3,637万1,942円及び備考欄の3、子育てのための施設等利用給付費負担金699万975円については、国の負担金事業に係る県の負担金である。負担率は4分の1である。
- 福祉課長 3節生活保護費等負担金、備考欄の1、生活保護費等負担金であるが、居住地が明らかでない要保護者などに対して、保護した場合の経費を県が負担するものである。対象者は9名である。
- こども課長 次は、2目衛生費県負担金の1節保健衛生費負担金だ。説明欄の1、未熟児養育医療費負担金39万2,400円、負担率は4分の1だが、例年並みであるので省略いたす。
- 保健医療課長 次のページをおめくりいただいて、2項2目民生費県補助金、備考欄1の老人医療費助成事業補助金は、例年どおりのため省略させていただきます。
- 介護高齢課長 備考欄2から5は、例年どおりなので省略いたす。備考欄6、介護基盤整備事業費補助金2,792万7,000円であるが、県の補助金を財源に介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備に係る経費に対する介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金2,135万7,000円及び施設開設準備経費等支援事業補助金657万円だ。令和2年度は、医療法人徳洲会、山北徳洲会病院を対象といたした。備考欄7、市民後見推進事業補助金208万6,000円であるが、成年後見制度の市民後見人の活動を安定的に実施するための体制構築のための補助金だ。令和2年度は、市民後見人養成講座を開催し、11名が養成講座を修了され、市民後見人名簿登録候補者となった。
- 福祉課長 次の備考欄8については、例年同様なので省略いたす。備考欄9、地域生活支援事業費等補助金は国負担金と同じ事業の県負担分である。負担割合は4分の1である。

備考欄の10についても、例年同様なので省略いたす。

- こども課長 次は2節の児童福祉費補助金だ。備考欄の1、特別保育事業補助金118万7,000円だが、これは杏園事業所内保育所及びマイマイ保育園で行った3歳未満児保育事業に対する補助金で、補助率は2分の1だ。備考欄の2、産休等代替職員費補助金95万2,287円だが、これは産休代替の保育士を雇用することに対する補助金だ。2人分だった。備考欄の3、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,840万円については、例年同様である。補助率は2分の1となっている。備考欄の4、子ども・子育て支援交付金5,198万1,000円だが、これは学童保育所、一時預かり事業、病児保育センター、子育て支援センターの運営費などに対する県の補助金である。補助率は3分の1だ。備考欄の5、施設型給付費地方単独費用補助金269万6,390円だが、これは認定こども園に移行した私立幼稚園に対し、もともと支給されていた私学助成金の水準になるように補うため、県独自で補助を決定しているものだ。
- 保健医療課長 それでは、3目衛生費県補助金、そのうち備考欄の1、3、4は省略させていただく。備考欄2の医療施設等設備整備費補助金918万4,000円は、病院群輪番制病院施設整備費事業の県補助金で、補助率は3分の2である。村上総合病院に超音波診断装置2台を整備いたした。
- こども課長 備考欄の5、子ども医療交付金4,781万9,000円については、例年並みなので、省略いたす。
- 福祉 課長 37、38Pになる。2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金、備考欄の2、戦没者遺族等援護事務交付金については、例年同様なので省略いたす。

分科会長（長谷川 孝君）休憩を宣する。
（午後 2時07分）

分科会長（長谷川 孝君）再開を宣する。
（午後 2時17分）

第19款 繰入金 （説明）

介護高齢課長 19款繰入金、1項1目1節特別会計繰入金、備考欄1、介護保険特別会計繰入金1,788万609円だが、令和元年度事業費確定に伴う精算繰入金である。

第21款 諸収入 （説明）

- 保健医療課長 それでは、45、46Pを御覧願う。第21款諸収入、5項1目民生費受託事業収入は例年どおりのため省略させていただく。2目衛生費受託収入、備考欄1の後期高齢者一体的事業受託収入の1,370万1,516円は、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に係る業務について、後期高齢者医療広域連合との委託契約に基づく受託収入である。補助率は、対象経費の10分の10となっている。
- 介護高齢課長 6項5目1節過年度収入、備考欄1、過年度低所得者保険料軽減国庫負担金3万3,630円及び2、過年度低所得者保険料軽減県負担金1万6,815円だが、令和元年度事業費確定に伴う追加の負担金である。
- 福祉 課長 備考欄の3から7については、過年度の精算による追加交付なので、詳細は省略さ

せていただく。

こども課長 次、備考欄8から備考欄12については、過年度国県支出金の精算に伴う追加分であるので、詳細は省略いたす。

保健医療課長 3節の衛生雑入について、備考欄8、9、10は省略させていただきます。

介護高齢課長 備考欄2、介護給付費等収入1,773万6,380円であるが、介護要望ケアプラン作成に係る報酬5,849件分である。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 ちょっとページ数言って。

保健医療課長 すみません、ちょっと飛ばしてしまいました。民生雑入の過年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金、こちらについても省略させていただきます。

長谷川分科会長 今どこ行ったの。

保健医療課長 48ページの民生雑入。

長谷川分科会長 それで、次が介護高齢課長なわけだろう。

保健医療課長 そうです、すみません。

介護高齢課長 備考欄2、介護給付費等収入1,773万6,380円であるが、介護予防ケアプラン作成に係る報酬5,849件分である。備考欄3、過年度分指定管理料返還金25万4,903円であるが、令和元年度老人福祉センターあかまつ荘の指定管理料の修繕費の精算分だ。指定管理料のうち修繕費は、かかった費用を年度末に精算することとしているが、指定管理者は精算金を5月28日に市外の金融機関に納付したが、送金手続の関係で村上市への納金が6月1日となったために生じたものだ。備考欄4、過年度分老人ホーム入所措置費負担金2万1,318円であるが、関川村から納入される養護老人ホームやまゆり荘措置費のうち、令和2年2月、3月分、介護サービス利用者負担の加算分である。

福祉課長 続いて、備考欄5、生活保護費返還金については、生活保護法第63条、78条の現年度分の返還金である。備考欄6、7については過年度分の返還金である。備考欄の8、行旅死亡人等遺族負担金については、身元不明の段階で市が火葬を実施した者に対して後に身元が判明したため、遺族にその経費を負担していただいたものだ。1件分である。備考欄9、成年後見制度申立費用本人負担金については、市長申立ての際にかかった費用を裁判所の決定により本人にご負担いただいたものだ。以上だ。

こども課長 備考欄の10、保育園保育士等給食費負担金1,742万6,250円だが、これは保育関係の職員のうち給食を食べる職員の実費負担分である。続いて、49、50Pになる。備考欄11、子育て支援センター事業参加費5,200円については、支援センターの各種事業に参加したときの参加費である。備考欄の12、13については省略いたす。備考欄14、教材費2,172円だが、これは教材をなくされたときに再配布いたすが、そのときの実費負担分である。備考欄15、朝日学童保育所光熱水費等負担金だが、学童保育所に岩船地区保護司会の事務所が併設されていて、その事務所の光熱水費分の負担金となっている。備考欄の16、こちらは省略いたす。備考欄の17、職員駐車場使用料23万4,000円だが、第一保育園、第二保育園、瀬波保育園、山居町保育園の職員に係る職員駐車場の使用料、一月1,000円となっている。備考欄の18、保育園副食費については省略いたす。備考欄の19、過年度補足給付事業補助金返還金についても省略いたす。備考欄の20、保育園副食費の滞納繰越分、こちらについては調定額が2万7,000円、収入済額が4,500円だった。未納者が1人いる。備考欄の21、むらかみ病

児保育センター開所祝金 1 万 5,000 円だが、これは昨年 12 月に開所いたしたむらかみ病児保育センターの開所式に当たって、新潟県厚生農業協同組合連合会様からお祝金をいただいたものだ。

保健医療課長 3 節の衛生雑入、備考欄 8、9、10 は省略させていただく。
こども課長 備考欄の 11、過年度分子ども医療費返還金と備考欄の 12、過年度分未熟児養育医療費返還金であるが、いずれも高額医療費の返還金、それから社会診療報酬支払基金からの返還金となっている。

歳入

第 13 款 分担金及び負担金

(質 疑)

上村 正朗 18 P だ。2 目民生費負担金の 2 節児童福祉費負担金で 682 万 7,050 円の収入未済額があるが、72 人分ということだったけれども、延べとかではなくて、純粹に 72 人の児童生徒さんの分の未納ということだね。

こども課長 ちょっと調べてからにする。

長谷川分科会長 今調べているから、別な、もしあれだったら。

上村 正朗 先ほど 72 人分とおっしゃったと思うのだが、収入で上がってこなかった原因と、具体的にどんな対策しているか、一緒に併せて教えていただきたいと思う。

こども課長 現在定期的に支払いのお願いの文書、最初は督促状を出すのだが、その後、年に数回また文書を出したり、それから連絡が取れるものについては電話などとして、納付相談などに持って行って、場合によっては分納誓約などをいただいて、滞納整理につなげているといったところである。

上村 正朗 大体生活は苦しい方なのだろうか。

こども課長 全体的にはやはりそういう方が余計ではあるけれども、1 年半、今現在 3 歳以上児は保育料が無償化されていて、未満児はかかっているけれども、そういう意味で大分所得の少ない方についても負担は減っているものと思っている。今残っているのは、それよりも前の分が余計であって、そうすると全体的には生活がやはり経済的に苦しい方が多いというのは実態としてはある。

上村 正朗 そういう場合にやっぱり家計の相談とか生活困窮者支援とかにしっかり結びつけて、生活の再建とか家計の管理をしっかりしていくことが滞納の克服というか、解消につながっていくと思うけれども、その辺社会福祉協議会の生活支援センターむらかみあたりとの連携というのはしっかり取れているだろうか。

こども課長 実際今のところそこまでの連携は取れていないのが実態だ。

上村 正朗 副市長にお願いなのだけれども、税金でもこういった利用料負担金の滞納、未納の場合、生活に困窮されている方がやっぱり割合的に多いと思うのだよね。お金があるのに払わないというよりも、生活が苦しいから払えないという方の割合は非常に大きいと思うので、なかなか現担当課がそれを回収に行くとすると、どうしてもお金払う、払わないというところにやっぱり焦点が当たりがちなので、そのために生活困窮者自立支援事業ということで生活の全体のアセスメントをして、生活の再建とか家計相談とか、そういったことをしっかりしているところを、お金かけて設置しているわけだから、ぜひその辺の連携をしっかりといただいて、滞納者から納税者になってもらう、そういう視点での支援が大事なのではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

副市長 いろんな事情があつてやむなくそういった形になっている方が多いのかなというふうに思う。個人情報に関係もあるし、ご本人の意向を確認しながら、連携を取りながら、解消に向けてそれぞれ役割を果たせるように、つなげていけるように支援していきたいと思う。ありがとうございます。

こども課長 先ほどの72人だが、実人員72人だ。

第14款 使用料及び手数料
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金
(質 疑)

鈴木いせ子 32Pの生活保護費等負担金とあるけれども、これは何人ぐらいいて、そしてその方が高齢であるとそのまま入院して、帰ってこない人がいるけれども、そういうときの負担金というのはどうなっているのだろうか。

福祉 課長 県費の分ですね。今の生活保護費等負担金、640万円のところでですね。これに関しては対象者9名である。帰ってこないというのが、例えば入所、入院されても、村上市の保護が続く限りは保護費として対象になる。

鈴木いせ子 医療費はかからないと、入院したきり帰ってこない人がいるのだけれども。

福祉 課長 医療費に関しても、生活保護の対象となっているので、本人支払いが出てくる人も中にはいるけれども、基本は保護費のほうから入院費についても支出される。

第19款 繰入金
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入
(質 疑)

上村 正朗 細かい話で申し訳ない。50Pの一番上の欄だ。備考欄15の朝日学童保育所の光熱水費等負担金、もう一回説明、郡の何かが入っているのだったっけ。

こども課長 こちら朝日学童保育所の建物の二階に村上市岩船地区保護司会の事務所が併設されている。そちらの事務所の分といたして光熱水費を一部ご負担いただいているものである。

歳出

第3款 民生費
(説 明)

福祉 課長 それでは、83、84Pになる。3款民生費、1項1目、備考欄の1、社会福祉費一般経費であるが、第11回戦没者特別弔慰金請求事務に係る会計年度任用職員の報酬等

で、前年度と比較して150万円ほど増額となっている。続いて、備考欄2、民生児童委員経費については、民生委員報償費など前年度と同様であるが、令和3年9月1日現在で未定区域が14区域、主任児童委員2名という状況である。引き続き関係区長さん等に働きかけていく。続いて、備考欄の3については省略させていただく。次のページ、85、86P、備考欄の4、生活困窮者自立支援事業経費については生活困窮者自立支援法に基づく事業で、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業についての事業運営業務委託料となっている。社会福祉協議会に委託し、実施している。実績といたしては、相談受付件数が年間で175件、支援計画作成件数は27件、就労者は19人であった。備考欄の5、福祉総合相談事業経費については、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業として、生きづらさを抱える方の居場所づくりを社会福祉協議会に委託した。また、相談支援包括化推進員を配置し、多分野にわたる相談に対応している。以上だ。

介護高齢課長

備考欄6、介護職員人材確保推進事業経費79万7,000円であるが、1行目、介護人材確保推進事業給付金60万円、村上市内の介護事業所に就職する者を支援することにより、介護に従事する人材を確保するための給付金である。令和2年度は3人の方に給付している。2行目、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金19万7,000円、介護職員等のキャリアアップのための研修等の補助金である。令和2年度は4事業所が利用した。備考欄7、市民後見推進事業経費239万8,110円であるが、市民後見制度利用促進のための検討会の委員報酬と市民後見人養成講座を村上市社会福祉協議会へ事業委託したものだ。

福祉課長

備考欄の8については、例年同様なので省略いたす。備考欄の9、プレミアム付商品券事業経費については、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯を対象とした事業である。その繰越分である。備考欄10、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費については、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の延長等で帰省を自粛したり、外出を控えたりしながら学業を頑張る市内の大学、専門学校の学生に対し、越後村上物産会に事業を委託し、村上市の特産品の詰め合わせを配布いたした。配布当日は、市内の2つのフードバンクからもご協力をいただいている。備考欄の11については省略させていただく。備考欄の12、地域生活支援経費であるが、このうち手話通訳者設置による手話奉仕員等派遣委託料の増や第6期村上市障がい福祉計画、第2期村上市障がい児福祉計画の策定に伴う増である。地域活動支援センターⅡ型のやまの里の事業の終了により地域活動支援センター事業委託料が減額となっている。次のページになる。87、88Pである。備考欄の13、特別障害者手当等経費については省略する。備考欄の14、障害者自立支援経費については、医療費助成費や補装具給付費がともに減少しているが、障害福祉サービス費で生活介護や共同生活援助、就労継続支援B型の利用が伸びたほか、障害児通所支援サービス費では1事業所が開設したため、全体で増加いたした。備考欄の15、16については、同様なので省略いたす。備考欄の17、運営費負担金については、中井さくら園負担金とひまわり荘負担金であるが、ひまわり荘の市町村負担金の減などにより昨年度より減額となっている。備考欄の18、19、20については省略させていただく。

保健医療課長

続いて、89、90Pを御覧ください。備考欄22、国民健康保険特別会計繰出金4億5,150万4,201円は、歳入で受けました国、県からの保険基盤安定負担金に市負担分を付け足したものと出産育児一時金、職員給与費等事務費、財政安定化支援事業分

を合わせ、国保特別会計へ繰り出しするもので、国保特会7款の一般会計繰入金と同額である。

福祉 課長
介護高齢課長

次の備考欄23については人件費であるので、省略いたす。

2目社会福祉施設費では、総額で3,256万6,149円を支出した。備考欄1、ゆり花会館運営経費3,190万1,849円であるが、2行目、測量設計等委託料49万5,000円、4行目、工事請負費540万5,400円は、ゆり花会館の浴室、脱衣所の漏水により給水管の改修工事を行ったものだ。指定管理料2,504万5,549円のうち新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に係る損失補填額は216万4,849円となる。福祉の森については省略させていただく。3目老人福祉費だが、主なものについて説明させていただく。備考欄1、老人福祉費一般経費2,734万1,021円であるが、2行目の100歳長寿祝金560万円だが、1人20万円で28人分である。3行目、敬老祝品代140万520円のうち138万8,845円は米寿の方が587人、白寿59人分である。10行目、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料135万7,125円であるが、村上市高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定を行ったものだ。3年に1度策定を行っている。策定委託料は、一般会計の老人福祉費と介護保険特別会計で折半しているものである。備考欄2、生きがい活動支援経費1,488万4,884円であるが、92Pのほうを御覧ください。主なものとしては、3行目の測量設計等委託料56万1,000円、7行目、工事請負費1,043万2,400円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため村上市コミュニティデイホームの環境整備及び地元産材を活用した外壁等の修繕工事を行ったものだ。備考欄3、老人クラブ活動支援経費764万6,339円であるが、単位老人クラブ数の減少や新型コロナウイルス感染症防止のため活動を自粛されたこと等によって、令和元年度の決算額と比較し、194万1,660円の減額となっている。4から6については、例年どおりなので省略いたす。備考欄7、高齢者生活支援経費2,271万5,031円であるが、主なものが5行目、通信運搬費168万1,767円であるが、災害時に自力で避難することが難しく、避難支援を必要とする高齢者や障がい者などの避難行動要支援者名簿を外部に提供することについて同意確認を行った郵送料になる。9行目、電算業務委託料110万円であるが、避難行動要支援者名簿のシステムの保守及び同意確認に伴うシステム改修費である。12行目、高齢者等除雪費援助事業委託料234万5,220円であるが、高齢者等の屋根の雪下ろし費用を1回につき1万円を上限として助成しているものだ。令和2年度は、226件の助成を行っている。17行目、要援護老人安否確認委託料107万4,240円であるが、80歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯に対して、年1回から2回の安否確認訪問を村上市社会福祉協議会へ委託し、実施したものだ。対象者は1,492人だ。18行目、高齢者見守り支え合い体制づくり事業委託料90万円であるが、老人クラブが主体となって高齢者宅を訪問し、傾聴ボランティアやひきこもり防止活動、安否確認、併せて老人クラブ会員の獲得を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため7月から実施している。下から2行目の高齢者向け住宅整備費補助金226万7,400円であるが、住宅を体に適したものに改修する費用の一部を助成するもので、12件あった。

保健医療課長
介護高齢課長
保健医療課長

続いて、備考欄8は省略させていただく。

備考欄9、老人保護措置経費は、例年どおりなので省略する。

備考欄10、後期高齢者医療広域連合負担金7億3,847万3,591円だが、県後期高齢者医療広域連合負担金、これは3,004万1,591円は広域連合の運営に係る事務的経費の市町村負担分である。その下の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金7億

843万2,000円は、後期医療給付費の市町村定率負担分であって、負担対象額の12分の1に相当する額になる。

介護高齢課長 備考欄11、介護基盤整備事業経費2,792万7,000円だが、歳入のときにも説明させていただいたが、介護医療院への転換整備に係る経費に対して施設開設準備経費等支援事業費補助金657万円及び介護療養型医療施設等の転換整備支援事業補助金2,135万7,000円である。12については例年どおりなので、省略させていただく。13、介護予防支援広報事業経費295万831円であるが、新型コロナウイルス感染症予防のために外出を自粛し、閉じ籠もりや生活不活発が懸念される中、自宅のできる運動などの広報を行ったものだ。財源は、国の介護保険事業費補助金だ。3分の2の補助で196万7,000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金97万6,000円が充てられている。備考欄14、高齢者温泉施設利用支援事業経費1,616万7,721円であるが、新型コロナウイルス感染症予防のため外出を控え、自宅に籠もりがちになっている高齢者の健康が懸念されるため、外出へのきっかけづくりとして温泉入浴無料券を配布し、市内の温泉施設を利用していただいたものだ。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施いたした。

保健医療課長 備考欄15、後期高齢者医療特別会計繰出金、こちらも例年どおりだが、2億1,554万8,095円は、歳入で受けた県からの基盤安定負担金に市負担分を付け足したものに職員給与分、事務費分を合わせて後期特会に繰り出しをするものである。

介護高齢課長 16、17は省略させていただく。4目老人福祉施設費、備考欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費1,787万1,206円であるが、2行目、指定管理料1,512万7,036円のうち新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に係る損失補填額は118万9,276円となる。3行目、工事請負費62万1,720円のうち55万220円、4行目、庁用器具購入費188万1,550円のうち、184万5,800円は新型コロナウイルス感染症拡大防止として、窓の改修や空調の設備入替えを行い、環境を整備いたした。備考欄2、荒川いこいの家経費860万441円であるが、指定管理料833万6,441円のうち新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に係る損失補填額は21万3,410円となる。備考欄3、4については、例年どおりなので省略させていただく。備考欄5、老人ホーム運営経費、やまゆり荘、1億1,878万6,500円であるが、2行目、測量設計等委託料47万8,500円、4行目、工事請負費1,173万1,500円だが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、養護老人ホームやまゆり荘のナースコールの入替えを行ったものだ。こちらも地方創生臨時交付金事業として実施いたした。備考欄6、老人介護施設経費2,703万6,866円であるが、台風により被害が発生した施設の修繕、上海府デイサービスセンターゆきわり荘の指定管理料やデイサービスセンターきわなみ荘及び山辺里のデイサービスセンターの空調設備改修等を行った。

こども課長 それでは、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費になる。備考欄の1、児童福祉費一般経費79万2,198円だが、こども課で使用している庁用車1台の燃料費及び維持費が主なものである。備考欄の2、家庭児童相談経費563万3,981円だが、家庭相談員として雇用している会計年度任用職員2人分の経費が主な支出となる。備考欄の3、児童虐待・DV対策等総合支援事業経費176万5,323円だが、事務職員として雇用している会計年度任用職員1人の経費が主な支出だ。備考欄の4、ことばとこころの相談室経費は、次、97、98Pに続くので、そちらを御覧になっていただきたいと思います。決算額1,011万8,403円の主なものといたしては、ことばとこころの相談室で療育指導員3人及び療育指導助手2人の会計年度任用職員を雇用した経費と相談室

の維持管理費である。備考欄の5、子ども・子育て支援事業計画経費7万2,125円については、子ども・子育て会議を1回開催したことに伴う委員報酬及び費用弁償を支出している。

福祉 課長
こども課長

備考欄の6、特別児童扶養手当経費については、例年同様なので、省略いたす。備考欄の7、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業経費6,339万9,924円だが、新型コロナウイルス感染症影響下において子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給者に対して児童1人当たり1万円の給付金を支給した。これ国の事業である。そのときの経費となっている。備考欄の8、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1億8,542万4,774円だが、こちらは市独自の事業として子育て世帯の生活を支援する給付金の支給を行ったものだ。事業内3行目の子育て世帯応援給付金1億8,154万円が主な経費だが、こちらは出生した子ども、または妊娠が確認された子ども1人につき10万円を給付する出生給付金と、ゼロ歳から18歳までの子ども1人につき2万円を給付した生活給付金が合わされたものである。出生給付金のほうについては382件、3,820万円。生活給付金のほうが7,167件、1億4,334万円あった。次は、備考欄の9、児童福祉総務費職員人件費及び備考欄の10、ことばとこころの相談室職員人件費は、説明を省略いたす。次、99、100Pのほうを御覧になっていただきたいと思う。2目母子父子福祉費になるが、備考欄の1、ひとり親家庭等医療費助成経費3,189万4,401円であるが、令和2年度末現在の対象者数は432世帯、1,078人となっており、前年度よりも29世帯、70人少なくなっている。備考欄の2、児童扶養手当経費1億9,806万74円だ。児童扶養手当は1億9,781万5,030円、支払い対象者は延べ7,258件だった。備考欄の3、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業経費7,937万3,264円については、新型コロナウイルス感染症影響下において子育てと仕事を1人で担う所得の少ないひとり親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する国の支援事業として給付金を支給したものである。主な経費といたしては、給付金7,433万円である。備考欄の4、母子家庭等対策総合支援事業経費180万6,000円だが、高等職業訓練促進給付金5万円については、母子家庭の母が看護師資格取得のため3年間の養成機関へ入校し、令和2年度末に修了した際の修了支援給付金が1件5万円である。次は、3目児童措置費である。備考欄の1、保育園運営経費9億4,700万1,566円となっている。主な経費として大きいものは保育園の会計年度任用職員に係る人件費としての報酬3億6,891万9,253円、期末手当2,491万2,387円などである。1枚めくっていただいて、101、102Pを御覧ください。上から6行目になるが、指定管理料については、あらかじめ保育園の指定管理料として2億1万6,010円及び事業内の下から7行目の工事請負費6,444万4,910円であるが、工事請負費の主なものといたしては岩船保育園の大規模改修工事4,599万9,800円、それから新型コロナウイルス感染症拡大防止事業として1,031万9,991円がある。備考欄の2、保育園運営経費、事故繰越分47万1,013円については、保育園での新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品を購入するに当たって、令和元年度中に執行できなかったものが令和2年度に繰り越して執行したものである。備考欄の3、通園バス運行経費5,819万6,879円については、村上地区2台、荒川地区1台、神林地区5台、朝日地区4台、山北地区5台、計17台の通園バスに係る経費だ。運転業務委託料、それから公用車リース料あたりが主な経費となっている。備考欄の4、子育て支援センター事業経費2,056万2,783円の主なものといたしては、1行目、会計年度任用職員報酬の1,100万

2,329円、それから中ほど、光熱水費が197万4,786円、下のほうに工事請負費200万4,200円がある。工事請負費の主なものとしたしては、山北子育て支援センターの出入口改修工事187万7,000円がある。備考欄の5、一時預かり事業経費1,465万8,881円であるが、103、104Pに続いている。こちら市内5か所で実施している。延べ利用人数は657人だった。主な経費としたしては、会計年度任用職員の人件費である。備考欄の6、ふれあい交流事業経費14万6,098円については、例年全保育園で畑づくり、調理体験などを地域住民との交流を図ってやっていたが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により地域住民の方をお呼びすることができず、園児と職員のみで活動を行った。次、備考欄の7、幼児の体力向上事業経費103万8,753円だが、令和2年度はあらかわ保育園は指定管理料に含めているけれども、あらかわ保育園を除く13園の委託料になっている。対象児童は年長児のみだが、年5回の運動遊びと年1回の体力測定、こうしたことをやっている。各地域の総合スポーツクラブ等に委託し、実施している。備考欄の8、認定こども園運営事業経費8,304万5円だが、主なものとしたしては認定こども園村上いずみ園における一時預かり事業委託料374万8,660円、それから施設型給付費負担金の7,490万345円、子育て支援センター事業補助金410万7,000円などである。備考欄の9、地域型保育事業運営経費1億838万8,490円について、主なものはゆりかご保育園、マイマイ保育園、認可保育園きらら、杏園における地域型給付費の負担金1億574万3,290円である。備考欄の10、病児保育事業経費3,329万54円だが、こちらはあらかわ病児保育センター及びむらかみ病児保育センターに係る指定管理料1,978万2,871円が主なものとなっている。また、医療法人佐藤医院が運営するあさひ病児保育室の運営費に対する補助金が1,171万7,000円となっている。備考欄の11、子育てのための施設等利用給付事業経費50万2,600円だが、主なものとしたしては、子育てのための施設等利用給付費35万8,900円となっている。備考欄12、私立幼稚園運営経費2,966万8,100円だが、こちら子育てのための施設等利用給付費2,764万7,100円については、村上幼稚園の利用者に係る利用料と預かり保育料の給付になっている。備考欄の13、児童手当等支給経費6億7,548万2,737円であるが、こちらは省略いたす。備考欄の14、児童措置費職員人件費については省略いたす。105、106Pになる。保育園職員人件費についても省略いたす。次は、4目学童保育費になる。備考欄の1、学童保育経費1億2,721万6,344円の主なものとしたしては、会計年度任用職員報酬の5,356万5,820円、神林と山北の学童保育所の指定管理料4,346万8,571円などである。また、工事請負費の233万6,279円は、さんぼく森のなかよし学童保育所の遊具の入替え工事124万3,000円、それから感染症拡大防止事業として66万2,079円などがある。備考欄の2、学童保育経費、事故繰越分31万1,547円については、新型コロナウイルス感染症対策用品として令和元年度中に発注したのだけれども、元年度中の執行ができず、令和2年度に繰り越して執行した分である。次は、5目の児童福祉施設費になる。備考欄の1、児童遊園施設経費526万1,075円は、工事請負費426万1,400円が主なものであるが、こちら使用不可となった児童遊園地の遊具の撤去を行ったものである。それから、児童遊園地遊具整備事業補助金として、1つの自治会の遊具入替えに対して19万8,000円の補助を行っている。

福祉 課長

それでは、107、108P、3項1目生活保護総務費である。備考欄の1、生活保護経費については、例年同様なので省略させていただく。次の備考欄2についても、職員人件費であるので省略いたす。2目扶助費、備考欄の1、生活保護扶助費につい

ては、令和元年度と比較し7,000万円以上の減額となっており、一番の要因は医療費扶助、特に入院患者が減少したことが大きいと考えられる。被保護世帯数、人員は年々増えている状況である。保護停止も含め、令和2年度末現在で477世帯、622人となっている。以上だ。

第4款 衛生費 (説明)

保健医療課長 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、備考欄1の保健衛生総務経費10億4,610万8,358円は、例年どおりの内容であるが、補助金関係高額であるので、中心に少し説明させていただく。次のページだが、上から4番目だが、医療施設等設備整備費補助金1,651万8,000円は、病院群輪番制病院として必要な医療機器超音波診断装置2台の購入に係る交付額である。村上市、関川村、栗島浦村の負担金と県補助金を合わせ、村上市が間接補助者となって村上総合病院に交付している。補助率は、県が基準額の3分の2、残り3分の1を村上市、関川村、栗島浦村が負担している。次の公的病院等運営費補助金1億3,310万1,000円は、緊急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、公的病院に対して運営費として補助をするもので、村上総合病院と瀬波病院に助成している。特別交付税80%を財源にしている。その下の病院群輪番制病院運営事業補助金1,181万4,000円は、休日及び夜間における救急患者の医療を確保するため、輪番制病院に対する補助金として村上総合病院に交付している。続いて、村上総合病院移転新築事業費補助金8億7,500万円については3年間で25億円とするものであって、最終年度の交付額だ。次に、奨学金貸付金540万円は、村上市医学生修学資金貸与制度における被貸与者2名の貸付額である。備考欄2の健康づくり経費17万9,875円は、前年度より104万171円、84.8%の減額となっている。これは、新型コロナウイルス感染防止のため食生活改善推進員による調理練達事業とか文化祭における調理実習、試食の提供など調理を伴う事業を中止したことによるものである。次の備考欄3は、例年どおりのため省略させていただく。

福祉課長 次の備考欄4、精神保健施設経費、備考欄5、精神保健経費については、例年同様なので省略いたす。

保健医療課長 次の備考欄8、保健衛生総務費職員人件費、こちらについては人件費のため省略させていただく。続いて2目予防費、備考欄1、生活習慣病予防対策経費7,852万4,970円だが、中ほどの消耗品費245万3,931円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るリーフレット用紙や血圧計等の購入経費85万9,676円のほか消毒液、非接触型体温計やゴム手袋等の感染症対策に必要な消耗品の購入により、前年度より177万1,261円増加している。ページ一番下の健康診査委託料6,482万6,485円は、後期高齢者の健康診査やそれに付随する心電図検査及び各種がん検診等の委託料だが、受診率の低下等により、前年度より2,041万9,027円ほど減額となっている。続いて、111、112Pになるが、備考欄2の歯科保健事業経費1,200万7,274円だが、一番下の歯科健診委託料460万1,000円は、成人、妊婦、3歳6か月児の無料歯科健診の継続実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために2歳児とか2歳6か月児について集団健診を医療機関委託の個別健診に移行して実施した分が含まれて、前年度より約137万円ほど増加となっている。備考欄3の予防業務経費は1億7,908万5,542円だが、乳幼児・児童生徒予防接種委託料7,546万3,256円は、乳幼児、児童生徒の法定予防接種に係るもので、令和2年度から新たにロタウイルスワクチ

ンが追加された。その下の予防接種委託料9,597万1,181円は法定予防接種として高齢者2種、これはインフルエンザ、肺炎球菌だが、の予防接種費用のほか、新型コロナウイルス感染症対策として実施した市のインフルエンザ予防接種助成事業分が含まれていて、前年度より4,292万3,905円の増額となっている。次の備考4は、例年どおりのため省略させていただく。続いて、備考5、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費1,287万5,810円は、新型コロナウイルスワクチン接種を行うための準備に係る経費であって、中ほどの印刷製本費332万8,578円は65歳以上の対象者への接種券及び封筒、印刷代等である。労働者派遣手数料75万2,400円は、コールセンター設置に係る人件費である。下から2番目の庁用器具購入費484万4,576円では、集団接種会場とか事務室で必要となる備品で、パネルとか保冷バックセット、事務用机などを購入いたした。

こども課長 次、備考欄の6、子どもの医療費助成経費1億1,954万8,040円については、例年どおりであるので省略いたす。

福祉課長 次の備考欄7についても、例年同様なので省略いたす。

こども課長 備考欄の8、未熟児養育医療給付経費についても、例年どおりであるので省略いたす。

保健医療課長 備考欄9の母子保健経費は3,816万5,079円だが、中ほどより下の乳児個別健康診査委託料236万7,254円は7か月健診や精密検査の本来は委託料だが、これも新型コロナウイルス感染症対策として延期した分の4か月児健診を医療機関の個別健診に移行して実施した委託料が含まれている。工事の請負費92万1,800円では、子育て包括支援センター開設準備のための相談室の整備と空調設備を設置いたした。一番下の不妊治療費助成金367万5,800円は、不妊治療に係る経費の県補助金額を控除した額の3分の2を助成している。助成件数は、特定不妊治療が述べて23件、特定不妊治療以外は20件だった。備考の10は省略させていただく。続いて、115、116Pを御覧願う。5目の保健衛生施設費、備考欄1の保健衛生施設経費209万6,866円は朝日保健センターの施設維持経費である。一番下の工事請負費37万9,500円は、新型コロナウイルス感染症防止対策として換気用の網戸11か所を設置いたした。次に、一番下、7目診療所費、備考欄1の急患診療所経費2,832万7,933円だが、次のページの医薬材料費28万8,471円は、患者数の大幅減少に伴って、前年度より204万4,134円、70.9%ほど減額となっている。最後に、工事請負費11万3,190円は、これも新型コロナウイルス感染症防止対策として、換気用の網戸4か所を設置いたした。以上、よろしく願う。

分科会長（長谷川 孝君）休憩を宣する。

（午後 3時22分）

分科会長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午後 3時33分）

歳出

第3款 民生費

（質 疑）

上村 正朗 それでは、社会福祉費の86Pの備考欄の5だ。福祉総合相談事業経費の生きづらさ

を抱える人の居場所づくりなのだが、令和2年度の利用実績と、あとは運営の体制だろうか、何人ぐらいの職員でやっていらっしゃるのかちょっとお聞かせいただきたいと思う。

福祉 課長 生きづらさを抱える方の居場所、みつばということで開設している。実績といたしては、水曜日と土曜日に開設をいたし、令和2年度、開催日数96日、参加人数、延べで677人だ。後半のほうでコロナウイルスの関係で開設できなかった日があるので、若干少なくなっている。体制だが、社会福祉協議会に委託していて、社会福祉協議会の職員2人で対応している。

上村 正朗 ありがとうございます。利用対象者の方は様々いらっしゃると思うけれども、ひきこもりの方というのはひきこもっている方だから、居場所になかなかつながらないのだと思うけれども、ひきこもりから回復過程の方も利用するような、そういう想定はあるのだろうか。

福祉 課長 できればそのひきこもりの方が参加できるような形にはしていきたいと思っているが、今現在まだそういう方の利用はない。

上村 正朗 皆様のご努力で今年からひきこもりの方の窓口も開設したということだと思うが、居場所でいろんな委託も、お金もかけ、人もかけて居場所をつくっていただいて、そこにひきこもりからの回復の方も利用していただきたいという想定もあるわけなので、なかなかひきこもりの方だから、アウトリーチが不可欠、待っているだけでは不可欠だと思うけれども、この居場所を有効に活用するためにも、やはりアウトリーチをして、この居場所につなげていくみたいな取組が今はない、ないというか、その辺の考え方はいかがだろうか。

福祉 課長 アウトリーチに関しては、お願いできる事業所というか、個人というかがなかなか見つからないというか、限られた方しかいらっしゃらないので、ちょっと今のところきちんとした委託というか、そういう形態にはなっていない。ただ、いないことではないので、これからそういう人材のほうを求めていきたいと思っている。

上村 正朗 ぜひアウトリーチの体制、組織づくりも含めて行っていただきたいと思う。続いて、6番、介護職員の人材確保推進事業ということで、これも介護高齢課の皆さん方頑張ってください、コロナでなかなかキャリアアップの研修とか高校生の職場体験とかもできないところもあると思うけれども、ちょっと関連、厳密にいうと関連になってしまうのだが、去年の6月議会だったかな、一般質問の中で外国人の人材確保に力を入れることが介護職員の人材確保にもつながるよという私質問させていただいて、市長のほうからそれに向けて、機会があれば民営福祉会とか、そういうところに話をして、外国人の人材確保に向けての取組も考えなくてはいけないねみたいな話も出ていたかと思うけれども、今年の閉会中事務調査でもあったか、その辺の取組というか、何か具体化するようなお考えはあるだろうか。

介護保険室長 外国人材に関しては、市のほうで直接的に今支援しているものはまだできていない。また今後、今県、国のほうで補助制度というものができてきているし、市としても支援できる部分をまだこれから検討する段階ということになっている。

上村 正朗 検討していただきたいと思う。村上市内でも実際、外国人の方に働いていただいている事業所もあるし、もっと積極的に受入れをしたい、そのためには市の支援をぜひお願いしたいという事業所もあるし、介護の専門学校の講師やっている方が村上にいらっしやって、その専門学校には非常に外国人の方もたくさん生徒さんとしていらっしやるみたいなこともあるので、ぜひその辺はアンテナ高く立てて、外国人

の人材って非常に大事なことだと思うので、ぜひ具体化していただきたいと思いますと思うけれども、課長のほう、いかがだろうか。

介護高齢課長 今いただいた意見を参考に、私たちもちょっと研究したいと思う。よろしく願います。

上村 正朗 取りあえず、あと2つやったら。7の市民後見推進事業の関係だけれども、市民後見人の養成で、市民後見人を養成して、実際どういうスキームで市民後見人の方を活用しようとしているのか、ちょっと教えていただければと思う。

介護高齢課長 昨年度、市民後見人の保護者の方を11名養成したところだ。そして、これから市としての名簿登録のほうを行うのだけれども、その後見人を市民後見人として地域で動いていくためにバックアップする機関がまだ今ちょっとできていないというところもあるので、そこを立ち上げて、それから活動していただきたいと思いますというふうに思っている。

上村 正朗 社協が本当は法人後見やっているのだよね。ある弁護士さんに、ある弁護士さんって誰だか分かるけれども、上村さん、やっぱり村上で欲しいのは成年後見やってくれる法人が欲しいと。がんがん、がんがん法人後見やってくれるところが欲しいと。そこがしっかりできないと、きっと市民後見人の支援もできないと思うので、その辺社協以外にもそういうのを、社協以外にそれをつくろうとしていらっしゃるのだろうか。

福祉 課長 今ほどの法人後見については、先般成年後見制度のアンケート調査を各社会福祉法人にもやらせていただいた。その結果、まだ最終的な集計はできていないのだが、ほかの社会福祉法人からはちょっとできないという回答がほとんどだった。理由としては、やはり人材確保が難しいということと、ある1か所なのだが、利益相反の件もあるのでという理由でできないという回答をいただいている。

上村 正朗 ぜひその辺、せつかく市民後見人お金をかけて養成したとしても、恐らくバックアップする法人ができなければ、私も社会福祉士でパートナーの研修も受けたけれども、社会福祉士でパートナーの研修を受けても、1人でやるのは非常にやっぱりちゅうちょして、結局やらなかったのだけれども、そういう市民後見人だとなおさらバックアップがしっかりしていないと駄目だと思うので、ぜひその辺力を入れていただきたいと思います。では、今のこの流れの最後なのだけれども、8番の社会福祉協議会の助成経費のところで、これは副市長のほうにお願いという形になるかと思うけれども、たしか今定例会の初日にほかの議員の方から社協のこの部分についての積算根拠というか、何と何と何を積み上げてこの8,500万円になるのかということかなかなかはっきり積み上がった額ではないよねという質問をして、市長のほうからそれは、積算しっかりいずれかの時期にというか、早い時期ということだと思うけれども、その辺しっかりお示ししたいという話があったかと思うけれども、来年度の予算のときにやっぱりその辺はしっかり積み上げて、これだよということが必要だと思うので、いろんな業務があつて大変だと思うけれども、この八千何がしの積み上げというか、このお金とこのお金とこのお金を積み上げて八千何百万になるのだよということ、もちろん議会にも市民にもきちんと説明できるような形にぜひ予算編成の時期に合わせて行っていただければと思うけれども、その辺いかがだろうか。

副 市 長 積算に関しては、確かにそういったご意見も本会議でいただいたところであるので努力したいと思うし、具体的には今課長のほうから答弁申し上げるけれども、社会

福祉協議会さんには本当にいろんな事業をお願いしているものであって、やっぱり市との連携、関係というのはもう切っても切れないところにあるというふうに思う。したがって、今申し上げるようにそこで働いている方も含めてやっぱりしっかりとした考え方の下に今後の契約のありようというのにも必要かというふうに思うので、積算の部分については今課長のほうから答弁申し上げる。

福祉 課長

今ほどの社会福祉協議会への補助金の関係なのだが、本会議でも若干答弁させていただいたのだが、社会福祉協議会の職員で委託料であるとか、補助金として市から出しているもので人件費が見られている方については除外をして、全然ひもつきになっていない職員についての補助をしている。100%ではないのだが、要するに市のほうで、市の職員で払われていない手当だとかもあるので、その辺はちょっと除外をさせていただいて、100%近いような形での補助をしている。これが運営費である人件費への補助となる。

上村 正朗

その辺ぜひ根拠を持って積み上げていって、こうなったのだよと、今頃そういうことを言っているのは、何十年のこれは宿題だと思うので、今の担当課長大変だと思うけれども、私的にはもっとコミュニティソーシャルワーカーの配置が必要ではないかとかと言いたいところなのだけれども、結局根拠がなく積み上がっているものだから、あと500万円必要ではないかとか言いたくても言えない状況があるので、まずそこをしっかりと根拠を持った積算をお願いしたいと思う。以上だ。

もう一つ、88Pの備考欄の17、これも福祉課長のほうには何回も言っている下越福祉行政組合負担金の話なので、これもちょっと副市長に要望という形になるけれども、今市単独所有の公共施設の在り方については、公共施設マネジメントプログラムということで必要性だとか、これからどういう形態でいくのかという検討しているわけだよね。下越福祉行政組合の負担金で中井さくら園とひまわり荘の話というのは、村上市が共有で持っている公共施設をどうするかという話だと思うのだ。北蒲原郡とか岩船郡の、昔でいえば市町村で事務組合をつくっているから、共有で持っている施設をどうするかという話だと思うので、これが今直営でやっているわけだよね。それを例えば民間法人に移譲にすれば、この2,700万円がゼロで済むわけだよね。指定管理にすることができれば、2,700万円がもしかしたら2,000万円で終わるかもしれないわけだ。なので、市単独所有の公共施設をこれだけ一生懸命精査して、活用方法を考えているわけだから、共有の施設についても、それはやっぱり共有の直営でやるべきか、やらざるべきか、例えばやらざるべきだったとしたら、それはどういう形態で持っていくのか。要は村上市の公共施設のマネジメントプログラムと同じ考え方でやっぱり検討していく必要があると思う。ただ、村上市がこうやりたいと言っても、これは今度は相手があることだから、新発田市が駄目だと言えば、それは駄目だと思うけれども、少なくとも村上市としてこの共有の公共施設をどうしていくのかということは一緒に考えていかないと、やっぱこの2,700万円というのは私は大きな数字だと思う。10年で2億7,000万円だから、そこが省力化できるものであれば、省力化する必要があるのではないかなと思うので、その辺、副市長、もしあれば。

副 市 長

ありがとうございます。新たな指摘をいただいたというふうに受け止めさせていただいた。ご承知のように、今作業進行中の公共施設の中にはこの物件は入っていないわけであって、改めてそれ以外のこういういわゆる共有のものについてどうあるべきかということについては、議論の俎上に入れた上で、そして他の関係する自治

体とも含めて検討していくような、そんな運びに加えていきたいというふうに考える。ありがとうございます。

鈴木 一之 92Pの高齢者生活支援経費であって、こちらのほうにも例年度の附属報告書というのあって、報告書の5ページにもあるのだが、私も一般質問の中で避難誘導のときの避難行動要支援者の名簿作成についてということでご案内申し上げたのだが、なかなかこれデリケートな問題だということであるが、ご本人の同意を得て、それが基本になる避難行動に対しての名簿であるということ、重要かつ必要最大限の問題だと思っているのだ。そして、一応働きかけて同意を得るということ、本人の同意なければ云々ということであるのだが、その点も踏まえて連携した形の中で名簿作成をやはり100%に近い形の中で行っていただきたいと思っているし、これは要請というかお願いなのだが、その辺りをなかなか数が取れないとか、パーセントに近くやっているけれどもということであるのだけれども、そういうことで連携の中で何とかその辺りを確実なものにしていただきたいと思うので、その点も改めてまた再度聞かせていただきたいと思っているのだが。

高齢者支援室副参事 名簿の同意確認については、昨年度初めて取り組んで、それで大体対象者のうち55%ぐらいの方が同意というご回答をいただいた形ではあるのだが、今委員おっしゃるとおりもっとこの取組の理解を深めて、どんどんとやはりそういった災害時に備える形を取りたいというところはあるものだから、これから毎年度、昨年度同意されなかった方とかご回答いただけなかった方に対して、毎年度同意確認のほうを進めていく予定にしているので、そこら辺をどんどんと進めていければなと考えている。

鈴木 一之 やはり町内集落も含めて見回り等々もあるので、その辺りを連携した形の中でお願いすると、そうしていただくように努力していただければと思っているし、その辺り充実した形の中でいざ本当にそういう災害とか、ほかのことについてでもすぐ起動できるような格好に充実させていただきたいと思うので、ぜひともお願いいたす、その点は。それと、もう一点なのだが、100Pになるだろうか。保育園運営経費の中で、これが本当に一般質問の中でもあったけれども、未満児の保育なのだが、未満児のところでもまだ聞いたところで13名か、全体的にあるというようなお話を聞いたのだが、その中でその取組の中で中途からでもそうやって入園希望をされている方もおるだろうけれども、やっぱり根本的な保育士対策というか、保育士が不足しているというような現状をお聞きさせていただいた。それで、その点やはり潜在的に保育士の資格を持っている方々もおられると思うし、OGとかOBの方も、この村上市の中にもそういう方がおると思っているが、環境的にそこでお勤めできるかという、なかなかそこは環境も改善していかなければならないと思っているのだが、未満児の人たちの受け入れ体制、待機児童に対しても、ぜひともそこは一定の解消していただきたいと思っているのだが、その点も聞かせていただきたいと思う。

こども課長 一般質問にも同じようなお話をさせていただいたけれども、今委員のおっしゃるとおり状況、それから課題ということで、保育士不足というのがある。私どももぜひとも待っているお子さんを解消したい、これはもう同じように考えているので、それについては一生懸命取組頑張っていきたいと思う。OBはあまりいないけれども、OGなんかも保育園の職員まだOGでやっていらっしゃる方もいらっしゃる。そういった方々をつてに声をかけるのだが、やはり一旦退いた方というのはなかなか復帰できない現状にあるようだ。そういった現実もあるので、やはり新たな方を増や

していくというふうなことにも力を入れていきたい。その中で、本会議の一般質問のときも申し上げたけれども、資格取得に対しての補助制度を今年度から始めて、今4人ほどそれにチャレンジしている方がいらっしゃるといふふうに聞いている。そういった形で地道に増やしていきたいなど。あとそれから、派遣等の職員も含めてちょっと今探しているところではある。でも、なかなかそこまで手を広げても確保できないというのが現実である。現実はそうであっても、やはり力を入れていきたいというふうに考えている。頑張っていくので、よろしく願います。

鈴木 一之

お願いしたいと思っているし、併せて認可保育園等々でも窓口がこども課ということであるので、こども課の中でその辺りの共有できるところあたりの配分というか、そういうところも併せて考えていただきながら、潜在的におられる有資格者の人を掘り起こすような格好の中の、やっぱり何かそういうところで工面していただきながら、新たな人材確保、そしてまた保育人材バンクみたいな格好で登録させていただくような、何かそういう知恵をいただきながら、何とか解消していただければと思っている。共働きでいる方には本当に悲願なのであるから、子どもさんをやっぱり預けてくれるところは必要であるので、その点も重々ご努力していただいて、皆さんに安心して子どもが預けるような環境づくりを率先してお願いしたいと思うので、よろしく願います。

富樫 雅男

先ほどちょっと委員長のご了解いただいて、資料を配らせていただいたのだけれども、この前の一般質問で学童保育所の件お話ししたので、一番下、このところで公営と指定管理と、指定管理これ2件だ。直営が9件だったか、いて、定員がこういうふうになりゃると。令和2年の経費がこういうふうになっていて、1人当たりの経費は出すと、直営の場合、19万3,000円、指定管理の場合、38万8,000円と、指定管理むしろ経費が安くなるのではないかなと思ったら、逆に高いということになっているということで、今日ちょっとこら辺のなぜか教えていただきたいということをお願いしている。ついでに保育園また認定こども園、それとゼロ歳児、3歳児未満のこういう地域型保育事業施設、こら辺についても1人当たりでちょっと計算してみるとこんなふうになって、保育園のほうは指定管理のほうやっぱり随分安いというのが分かる。そういう手間のかかるという意味でいくと、保育園よりは学童保育園が経費随分安くもなっているかなと。ただ、3歳児未満のところ、これなぜこんなことになるのか、1人当たりになると200万円、市の負担はこれ6分の1か、これの6分の1のかなと思うのだけれども。

こども課長

4分の1、市の負担。

富樫 雅男

4分の1か。保育園とかは4分の1なのだろうけれども、地域型に関しては・・・やっぱり4分の1か、すみません。学童保育は、市の負担は6分の1か。

こども課長

基準額の3分の1が市の負担だ。

富樫 雅男

では、こら辺、直営と指定管理、なぜこういうふうになり逆転しているのか教えていただければと思う。

こども課長

まず、学童保育のほうである。決算書からこうやっていろいろ数字とか、またあるいは定員の数字などは資料から抽出していただいて、大変いろいろと計算もされているが、決算の中で指定管理料あるのだけれども、こちら実は指定管理している神林、それから山北子育て支援センターが併設されていて、子育て支援センターの管理料も一緒に入っている。それで、全体的に金額が増えているというふうなところがある。令和2年度経費、指定管理学童保育園の4,346万9,000円あるけれども、こ

のうち大体だけれども、1,000万円ぐらいは子育て支援センター部分なので、3,300万円ぐらいが学童保育の経費になる。それから、定員で今割っているけれども、経費の中でも大きなウェートを占める人件費については、定員ではなくて実際に登録者数で配置しているの、どちらかというところについては、指定管理のところについては、定員よりは多めに配置されているということと、もう一つ、これ指定管理、神林と山北、加配がとて多いところだ。この2つで加配が、そのときそのときで若干変わるかもしれないけれども、9人くらいいるが、平均すると四、五人なのだけれども、この2園で。ほかの公立だと、1人ちょっとぐらいが平均なのだ。なので、加配の人数が特別指定管理のところが多すぎるといふところも単価的に上がっている要因かなというふうに思っている。その辺の特殊要因、子育て支援センターの経費とか加配の経費を除いて、さらに登録者数で割ると、指定管理が18万9,000円ぐらい、1人当たり。直営が14万2,000円ぐらい、それでも5万円ちょっと指定管理のほうが高い。これはなぜかなというふうに見ていたのだけれども、指定管理のほうの所長に当たる人が1人いらっしゃる、これ管理上置くことになっていて、直営の場合、私とか支所の課長が所長になっているのだ。それから、事務的な部分も市の職員が大分やっているところがある。そういった目に見えていない部分なども指定管理と直営ではあるというふうなことで、目に見える部分では指定管理のほう少し余計になっているというのが今計算の中で見えているところかなというところだ。

富樫 雅男
こども課長

申し訳ない、加配って何だろうか。

学童保育園に通っていらっしゃるお子さんもいろいろいらっしゃる、普通のお子さんもいれば、やはり保育するのにどうしても手間の、手のかかるお子さんもいらっしゃる。そういったときに通常の人員以上に加える人員を配置するというので、加配というふうなのを用意する必要がある。それが神林と山北がやはりちょっと多いのだ。そういったことでトータルの職員が余計にどうしてもなっていくというのが実態としてある。

富樫 雅男

先ほど直営が14万2,000円で指定管理が18万9,000円、これはそういう加配とか、または定員でなくて登録人数で割り戻しているとか、そういうふうにしてもやはり指定管理のほうが高いわけだ。それが所長の人件費でないとかあるわけだけれども、こういう指定管理をお願いする際に、登録人数なり定員から考えた人件費は幾ら幾らとか、そこら辺の積算が、前提がきちりしていたら、こういう逆転ということはないと思うけれども、今後こういう学童保育、今のところ2か所だけれども、分からないけれども、将来的に増えていくような要素もあるのであれば、今の段階からそこら辺きちり基準をつくっておかれたらよろしいのかなというふうに思う。

こども課長

先ほど申し上げたように、所長を置くとどうしてもその部分は増えるのかなと、ただ置き方あたりに何かいい方法がないのかなというふうなところで考えると、あろうかと思っていた。それから、保育園のほうはどうでしょうか。保育園のほうについては、今見た中でまず公設民営、向ヶ丘、みのり、あらかわ保育園、3園になっているが、令和2年度、あらかわ保育園だけである。なので、定員のくくりが変わってくる。この定員のくくりが変わるといふふうなことで計算し直すと、今暗算でちょっとやっただけなのだが、公設は九十何万円、それから公設民営は約100万円、そんなに差はないのかなと。それから、認定こども園のいずみ園なのだが、下の75、これだけで上の69は何だかちょっと分からない数字、いずみ園は1園しか

ない。75で割ると110万円くらいかなと、1人当たり。それから、小規模保育事業所、事業内保育所、こういったところは未満児だけの保育所なので、どうしても単価が上がる。要は年長さんと保育士1人で30人見ているが、2歳児だと2歳児6人で保育士1人必要だ。ゼロ歳児だと3人に1人だ。なので、どうしても人の数が余計になるので、単価が上がってもここはやむを得ないのかなというふうなところがある。今ちょっと見てぱっと思ったところだ。

富樫 雅男 地域型のほうはそういう3歳未満の子どもさんだから、当然だとは思いますが、それにしても定員が非常に少ない。それで、1人当たりになると、これ1人200万円もかかると。これは何とかこれこういうのは何かやりようがないのかなと、検討していくべきではないかなというふうに思う。

(副分科会長、分科会長と交代)

長谷川 孝 1つだけ、私どもが資料を出してもらいたいということで、民生委員、児童委員の欠員数とか定数とか、それから民生委員の報酬内訳というようなもので資料を頂いたので、それについてちょっと質疑させていただきたいのだが、この民生委員で一番多く担っている民生委員は何世帯ぐらいやられて、私どもの町内だとうちの隣の町内とかかけ持ちして、1人が民生委員兼ねているとかいうところもあるわけだね。一番大きい集落とか町内とかというのは、どのぐらい賄っているのか、1人で。

福祉 課長 すみません、ちょっと詳しい数字まではあれなのだが、山居町1丁目、2丁目辺りが多いかなということで、500世帯超えているかと記憶している。山辺里が前は多かったのだが、山辺里2つに分けたので、そこは軽減されたかなとは思っている。

長谷川 孝 山居町をでは例にすると、500世帯を1人で民生委員が担っているという理解でいいわけか。

福祉 課長 そのとおりだ。

長谷川 孝 それで、その178人の定数に対して2つとか、場合には3つの集落を兼ねているとかという人もいると思うのだが、そういう人というのは民生委員の中でどのぐらい占めているのか。

福祉 課長 全体でどのくらいという数字までちょっと押さえてはいないのだが、一番多いのが5集落を1人で持っているのが神林地区にある。それから、村上だと3集落ぐらいか、一番多い方で。4集落あるか。

長谷川 孝 集落が4つとか5つとかを担っているとなれば、やっぱり例えばの話移動するのだからって自転車で移動するというのではなくて、車で移動したりしているのではないかなというふうに思うわけだ。その割合にこの民生費の報酬内訳というのを見て、1か月5,000円だよ。それで、これ報酬というのかどうか分からないけれども、交通費とかにも該当するような形の金額でしかないわけだね、はっきり言って。それで、足りないといって区長さんに頼んで、何とかどなたか民生委員になる方選んでもらいたいんだけども言っても、今の状況下において例えばの話、ほかの選定委員とかだと二、三時間あれすれば6,400円ももらうようなところで、この1か月5,000円であれだけの重要な重責を担っている民生委員というのがこれでいいのかというのは不思議でならないのだが、どんなものなのだろうか。

福祉 課長 確かに市から出ていく金額は1年間で6万円であるが、そのほかに県からも実は活動費として出ていて、年額だが、5万1,980円、それから活動旅費ということで3,994円ほどお一人に出ているので、大体6万円の倍ぐらい、12万円ぐらいはお一人に市と県から合わせて活動費ということで出ている。ただ、実はそもそも民生委員

法という法律があって、その中では無償なのだ、民生委員というのは。なので、今言った数字というのはあくまで活動費ということで、報酬とか報償とかでなく、活動の実費弁償みたいな形での支払いになっている。

長谷川 孝

確かに国とか県とか市とか委嘱みたいな形で3か所からもらうような重要な仕事の割合に、報酬といわないぐらいの、確かに交通費とか、事務費みたいな形でしかももらえないというので、本当にこれはボランティアで、相当社会的に貢献したいという意欲のある人以外はほとんど私はならないのではないかと、はっきり言って個人情報とかにもうるさくて、私どもの町内は、隣の町内とかを担っている人は女性なのだけれども、本当に大変だ。もう隣で大げんかしたなんていったら、民生委員に来てもらって仲裁に入ってもらったりするような、何が仕事なのだから分からないぐらい雑用が多いような形になっている。横浜市辺りだと、横浜市でもって、あまりにも交通費とか、はっきり言えば経費が安いものだから、自分のところで予算つけて、プラスアルファでやっているようなところもあるけれども、村上市の場合には確かにこれ178人で、令和2年が20人足りない。令和3年が18人足りない、1割足りないわけだね、はっきり言って、定員に対して。だから、何とかしたいというのは私も副委員長も選考委員に出ている、あまり我々がしゃべるわけにいかないけれども、やっぱり理事者側というのは区長さんに頼んで何とかしてもらいたいというのが大体一番手っ取り早いと思っているのだろうけれども、もう少し何か民生委員の皆さんの声が届くような形で何とかうまい対策みたいなものがないものかなと思っているのだが、協議会というのの予算というのが330万円ぐらいやられているよね。市が今回の決算でもそうなのだけれども、その中身というのはどういう中身なのだろうか。

福祉政策室長

市内のほうに民生委員の協議会が7協議団体ある。旧町村ごとに1つと村上に3つあって7協議会があるので、そこに均等でまず5万円掛ける7、あと活動費ということで1人1万1,700円掛ける協議会にいる人数、全体でいえば178名、あと事務費として1人5,000円掛ける178名分の補助をしている。なお、あと県からも各協議会へ出ていて、これも1人当たり5,863円掛ける178人、あと7協議団体に各3万9,000円ほど出ている状況である。

長谷川 孝

私は、民生委員というのの役割というのはこれから高齢化がもっと進んだ場合には、例えば非常時の災害とかのときにどうするのだなんていうのも踏まえて非常に大事、これからもっとこれ以上に大事になってくるので、我々の委員会では閉会中事務調査をやらうなんていう話もしているので、もう少し具体的に後で委員会で聞きたいということになるかもしれないので、よろしく願います。

(分科会長、副分科会長と交代)

上村 正朗

時間がないので、なるべく絞って、104Pの備考欄10番、病児保育事業の経費けれども、3か所病児保育があって、指定管理でやっているところが2つ、それと補助金ということで運営主体はやっているところが1つということなのだけれども、その3か所で運営の基準というか覚書というか協定というか、統一して例えば災害時だとか、今回のコロナの感染のときに指定管理やっているところは今閉園だったっけ、指定管理でやっているところが閉園で、あさひのほうはやっているのだよね。なので、やっぱり客観的に見ると、みんな閉めるか、みんなやるかではないのかな。こっちはやって、こっちはやらない、市のところだから責任を持って判断して閉園する、民間だから民間が、それは閉園かどうかは決めるというのは確かに理屈ではそうなのかもしれないけれども、同じ病児保育で、同じ市内でやっていて、何かそ

の辺のこういうときにはみんなで閉園にしましょうとか、こういうときには感染管理に気をつけて、こういうところまではみんなで開けましょうとかということにしないと、果たしてこれでもうちょっと統一的な対応ができるような何か仕組みにはできないのかなというのをいろんな人からもちょっと聞くのだけれども、その辺今回にはもちろん間に合わないのだけれども、何か将来的に考えることはできないのかなと思うけれども、いかがだろうか。

こども課長

現在の条件については、今委員おっしゃるとおり市の施設は休止中、それからあさひ病児保育施設については開設しているというところだ。市のほうは休止に入るよということはあさひの病児保育のほうにも言って、情報は入れるけれども、向こうの独自の判断で今回はされていらっしゃるといって、そういうふうには認識している。市のほうもあらかじめ、それからむらかみの病児保育センター、それぞれ協力医療機関ということで坂町病院、村上総合病院ある。その辺とも話をしながら対応をこれまでやってきたわけだけれども、コロナの状況もやはり刻々いろいろ認識は変わっているので、この先、今休止はしているけれども、少しまた病院のほうと今相談いろいろ協議させてもらって、取扱いを少し変更していこうというふうなところを考えているところであるので、今考えている協議が調べれば少し委員のおっしゃるような方向に行くのかなというふうに思っているが、ただ全く、全くというか、3者同じ基準で運営するというのはちょっとまだ今のところ難しいのかな、そういうふうになっていけばまた一番いいかもしれないけれども、今のところはそういう状況である。

上村 正朗

今のところはそういうことでいいというか、しょうがないのだけれども、統一ではないと、ではあさひで万が一のことがあったらどうするのだ、それは民間が判断でやったのだから、それは自己責任だよという話に法的にはなるのだろうけれども、それはあさひにも補助金を出して、市もちゃんと運営に関わっているわけだから、やっぱり統一的にやらないとおかしな話になると思うので、そういう方向で検討していただくということなので、ぜひそれは検討していただきたいと思う。もう一つ、102Pの上のほうだ。保育園の運営経費のところの指定管理料の2億円のところだ。詳しいことはいいけれども、考え方として、2億円の指定管理料を払っているよ、指定管理制度全般に言えることなのだけれども、その結果2億円をどう使っているのというのがホームページ見れば分かるのか、ホームページ見れば分かるけれども、少なくとも議会のほうに内訳の報告はないわけなので、一番心配しているのは、これも県外の例だと、村上にあるというわけではないけれども、保育士さんが200万円とか、高くても300万円の年収で給与が安くて、どんどん、どんどん辞めていっていると。園長先生は、2,000万円も3,000万円も給料もらっていると。そういう民間の保育園の例というのは、県外に行けば枚挙にいとまがない。村上にはもちろんそういうことはないと思うけれども、指定管理だからそういうところまでしっかり市が点検をして、言うべきことは言う体制になっているのだよね。

こども課長

毎年実績の報告が来ている。その中身を点検しているわけだけれども、実際あそこが駄目でここがこうでというふうな指摘をしたことはないのだが、そこまでのことははないというふうに考えているわけなのだけれども、あればやはりそういう話をしていかなければならないと思っている。

上村 正朗

それは、ぜひよろしく願います。指定管理だとそういうことはないのだろうなと思うので、よろしく願います。

第4款 衛生費

(質 疑)

- 上村 正朗 では、ちょっと細かい話で、110Pの備考の5番、精神保健経費、福祉課の家族会関係の補助金だが、これ従来ずっと出していただいていると思うけれども、会長さん、役員さんが亡くなって、その後解散、解散というかになってしまったというところまでは聞いたのだけれども、家族会の人に聞くと、いや、家族会ないとやっぱり非常に困ると。ずっとこれは出し続けていることもあるので、その出し続けてきたことを無駄にしないためにも、やっぱり岩船地域精神障害者家族会連合会とあとは村上の家族会のようなものの、同じ家族会ではなくてもいいと思うけれども、何かそういうものを当事者の団体みたいなものを再建というか、ぜひつくっていただきたいと思うけれども、いかがだろうか。
- 福祉 課長 実はこの家族会の補助金であるが、上の段の岩船地域精神障害者家族会が構成とすれば村上と関川、栗島も入っているのだが、ちょっといないわけなのだけれども、最初に関川村の家族会が活動を休止した。その後、村上市だけで市の家族会と岩船地域の家族会と両方同じメンバーではあるが、取りあえず両方あったということだった。ただ、岩船地域の家族会の会長さんが先般亡くなって、保健所が事務局やっているので、相談した結果、岩船地域のほうは今回でちょっと解散しようという話になっている。村上市の家族会については今までどおり存続しているので、こちらについては存続して活動している限りはうちのほうも補助金を出したり、支援のほうはしていきたいと思っている。
- 上村 正朗 家族会の会長さんに解散したみたいなことを聞いたのだけれども、存続しているのか。村上、どの辺がエリアなのだろうか。
- 福祉 課長 村上市の家族会、市全体だが、そこは存続している。今の会長さん、荒川の方なのだが、一番活動されているのが荒川で、実はここ村上付近のほうは活動としてはちょっとなかなかできていないところなのだが、そんな形で市の家族会は存続している。
- こども課長 大分前になるが、72人実人員と申し上げたが、延べ人員の間違いであったので、謹んでおわび申し上げます。訂正させていただきます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第97号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。
（午後 4時34分）